

国民健康保険加入者は 必ず所得の申告を！

国民健康保険税（国保税）の税額は、国保加入者の前年中の所得を基に計算される所得割額と、加入者数によって計算される均等割額の合計額です。このうち均等割額は、所得が一定基準以下の世帯について六割または四割を軽減する制度があります。

判定は、毎年四月一日現在の国保加入者と世帯主の前年中の所得で行います。

しかし、国保加入者の中に所得を申告していない方がいると、世帯の所得が一定基準以下であるかどうかを判定できないため、同制度を適用できません。

また、市・県民税の申告をしないと、高額療養費の自己負担限度額や入院したときの食事代の負担額が多くなる場合もあります。

次に該当する方は、所得に応じて自己負担割合などが決まるため、必ず市・県民税の申告をしてください。

- ①税法上の被扶養者
- ②前年中に所得がない

③ひとり親家庭等医療費受給者

④高齢受給者証所持者

問い合わせ：国民健康保険課

国保資格担当

TEL 224-5836

65歳以上の公的年金 受給者で市・県民税を 納付している方へ

十月から、公的年金に係る所得に対する市・県民税（住民税）の納付方法が変わります。

公的年金を受給していて、住民税の納税義務のある方は、現在、市役所・金融機関などの窓口で納付しています。

今回導入される、住民税の公的年金からの特別徴収制度では、受給者が納付する住民税を社会保険庁などの「年金保険者」が市町村へ直接納め、受給者には住民税を差し引いて年金をお支払いすることに なります。これにより、納付のために、市役所や金融機関などへ出かける必要がなくなります。

この制度は、住民税の納付

収入役の退職（平成二十年十二月三十一日付け・敬称略） 井上勇

人事発令（平成二十一年一月一日付け）

会計管理者Ⅱ立入信悟

問い合わせ：職員課・TEL 224-5553

方法を変更するもので、この変更による新たな金銭的負担は生じません。

対象：ことし4月1日現在、65歳以上の公的年金受給者

で、住民税の納税義務があり、年額十八万円以上の老齢基礎年金または老齢年金、退職年金などを受給している方（介護保険料の特別徴収の対象者と同じ）

対象となる税額：厚生年金・共済年金・企業年金などを含む、すべての公的年金などに係る所得額に応じた税額

実施時期：10月支給分の年金から

*平成二十一年度の税額の半分については、六月および八月に、納税通知書による普通徴収で納めることとなります。

なお、年金所得以外の所得に係る住民税および、前記の

「川越市協働指針」を 策定しました

市では、市民の皆さんと行政との協働を推進するため、協働の考え方や実施するうえでのルールなどの基本的な事項、今後の市の取り組みなどを示した「川越市協働指針」を策定しました。

この指針は、一月二十五日（日）から市民活動支援課（本庁舎三階）・出張所・連絡所・図書館で閲覧できます。

*市ホームページでも見ることができます。

意見募集の結果

この指針の策定に当たり、昨年十一月十日から十二月九日までの間に意見を募集したところ、九件の貴重な意見を頂きました。ご協力ありがとうございました。頂いた意見と、それに対する市の考え方については、一月二十五日（日）から市民活動支援課で閲覧できます。

*市ホームページでも見ることができます。

問い合わせ：市民活動支援課

TEL 224-5705

給与支払報告書の 連続用紙の申し込み

来年一月に提出する「平成二十二年度給与支払報告書」をコンピュータで作成している市内の事業所には、その用紙を無料で差し上げます。

昨年度申し込んだ事業所には、指定の申込書を送付します。新たに希望する事業所は、二月十三日（金）までに、電話で市民税課へ申し込んでください。

問い合わせ：市民税課個人住

民税担当

TEL 224-5640

平成二十一年度住民税の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）について

この住宅ローン控除は、平成十八年分まで所得税だけに適用されていた税額控除でした。同十八年度の税制改正に伴い税源移譲が行われ、同十九年分以後の所得税が減額されるため、同十八年分まで所

得税から控除できていた分が控除しきれなくなる場合があります。

このため、同十一年から同十八年までに入居した方に限り、今まで所得税から控除されていた分については、申告により、同二十年度から同二十八年分までのみからの責任で市・県民税（住民税）税の所得割額からも控除する経過措置が設けられています。

対象

次の要件すべてに該当する方。

- ①すでに所得税の住宅ローン控除を受けている
- ②平成十一年から同十八年までの間に入居している
- ③税源移譲による所得税の減額により、所得税から控除しきれない住宅ローン控除の金額が発生する

申告方法

（毎年申告が必要です）

- ①所得税の確定申告をしない方
ことし一月一日現在、申告者の住所がある市町村に「市町村民税・道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」（以下「税額控除申告書」）を提出してください。
- なお、申告の際には「住宅借入金等特別控除可能額」が記載された「平成二十年分給与所得の源泉徴収票」（原本）の添付が必要です。

②所得税の確定申告をする方

平成二十年分の所得税の確定申告書とともに、税務署に「税額控除申告書」を提出してください。

*①と②の場合では、「税額控除申告書」の様式が異なりますので、注意してください。

税額控除申告書の配布場所

市民税課（本庁舎二階）・出張所・連絡所・川越税務署。

*市ホームページからダウンロードすることもできます。

申告期限

三月十六日(月)まで（平成二十一年度市・県民税の納税通知書が送付されるまでに「税額控除申告書」が提出された

場合は、この控除が適用されず。詳しくはお尋ねください。

問い合わせ：市民税課個人住民税担当
TEL 224-5640

おむつ代の医療費控除書類を発行します

所得税の確定申告の際、おむつ代の医療費控除を受けるために、主治医意見書の内容を確認した書類を発行します。対象に該当する方は、介護保険課（本庁舎一階）で申請してください。

対象（次の①②をすべて満たす方）

- ①介護保険法の要支援・要介護認定を受けている方で、主治医意見書により尿失禁状態かつ寝たきり度がB1～C2であると確認できる
- ②確定申告の際、おむつ代の医療費控除を受けるのが継続して2年目以降である

*要介護認定を受けていない方は、従前の方法（医師の証明書）で申告してください。
問い合わせ：介護保険課
TEL 224-5817

川越市地域福祉講演会 災害時要援護者の支援策構築に向けて

川越市・市社会福祉協議会主催

2月12日(木)

午後1時30分～4時30分（開場＝午後1時）

メルト

「地域におけるふだんの活動をどのように要援護者支援につなげるか、要援護者支援を進めることによりどのようにふだんの活動を活性化させるか、要援護者の情報をどのように収集・共有するか」について、講演および事例発表などを行います。

当日直接会場へお越しください。講演・事例発表、共に手話通訳があります。

内容

①講演「住民パワーで助け合い起こし」
講師＝住民流福祉総合研究所所長・木原孝久さん

②事例発表
川越市民生委員児童委員協議会連合会
霞ヶ関北地区社会福祉協議会

③阪神・淡路大震災、新潟県中越地震などの写真展示
定員…先着350人 経費…無料
*できるだけ公共交通機関や自転車などをご利用ください。車で来館する際は、乗り合わせのうえお越しください。
問い合わせ…福祉推進課・TEL224-5769